

(一関市保健センター条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料				基本使用料	冷暖房料
一関保健センター	栄養指導室	1時間	400円	100円	一関保健センター	栄養指導室	1時間	500円	100円
	実習準備室		400円	100円		実習準備室		300円	60円
	栄養実習室		600円	150円		栄養実習室		600円	120円
	多目的ホール		800円	200円		多目的ホール		1,000円	200円
大東保健センター	ボランティアルーム	1時間	200円	50円	大東保健センター	ボランティアルーム	1時間	300円	60円
	会議室		400円	100円		会議室		400円	80円
	談話室		400円	100円		談話室		300円	60円
	多目的室		800円	200円		多目的室		800円	160円
	機能回復訓練室		600円	150円		機能回復訓練室		600円	120円
室根保健センター	多目的ホール	1時間	800円	200円	室根保健センター	多目的ホール	1時間	1,000円	200円
	研修室		400円	100円		研修室		300円	60円
	和室		400円	100円		和室		300円	60円
	ディケアルーム		400円	100円		ディケアルーム		600円	120円
	調理室		400円	100円		調理室		500円	100円
備考 1 [略] 2 冷房設備が設置されている室の冷房料の額は、この表に掲げる暖房料の額と同じ額とする。					備考 1 [略]				

3・4 [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。